

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 2 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(器具及び容器包装に係る新規物質の安全性審査並びに第一種特定化学物質の
取扱い)

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛
てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計
らいをお願いします。

消 食 基 第 303 号
令和 7 年 4 月 28 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(器具及び容器包装に係る新規物質の安全性審査並びに第一種特定化学物質の
取扱い)

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく器具及び容器包装のポジティブリスト制度について、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 91 号）により、ポジティブリストに掲載されていない新規物質に係る安全性審査の手続及び第一種特定化学物質の使用を禁止する取扱いが定められました。その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消 食 基 第 284 号
令和 7 年 4 月 28 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(器具及び容器包装に係る新規物質の安全性審査並びに第一種特定化学物質の
取扱い)

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく器具及び容器包装のポジティブリスト制度について、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和 7 年内閣府告示第 91 号）により、ポジティブリストに掲載されていない新規物質に係る安全性審査の手續及び第一種特定化学物質の使用を禁止する取扱いが定められました。改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者への周知方よろしくをお願いします。

記

1 改正の趣旨

器具及び容器包装のうち、その原材料の主たる材質を合成樹脂とするものについては、食品衛生法第 18 条第 3 項に基づき、原則使用を禁止した上で、原材料に含まれる物質について規格基準が定められたもののみの使用を認めるポジティブリスト制度を令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 5 月 31 日までの経過措置を設けているところである。

ポジティブリストに掲載されていない物質（以下「新規物質」という。）について、新たにポジティブリストに収載をしようとする場合、当該新規物質が企業において新たに開発されたものである場合等においては、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）別表第 1 に掲載することにより、物質名等が開示されることで知的財産の観点から企業の競争上の地位を害することがある場合が想定されることから、知的財産への配慮等を踏まえた仕組みを設けるものである。

また、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質については、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、同法に基づきその国内製造及び輸入並びに製品の製造のための使用等は原則禁止されているところ、食品衛生法第 4 条第 5 項に規定する容器包装には適用されないことから、合成樹脂のポジティブリストにおいて第一種特定化学物質を収載していないことと併せて、合成樹脂以外の材質においても使用できないことを明確化するため、必要な規格を設けるものである。

2 改正の概要

（1）新規物質に係る安全性審査の手続について

規格基準告示において、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、別表第 1 により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする規定を設ける。

なお、安全性審査の具体的な手続は別途定める。

（2）第一種特定化学物質の取扱いについて

規格基準告示において、器具又は容器包装には、第一種特定化学物質を原材料として用いてはならないとする規定を設ける。

なお、製造工程における副生など、原材料としての使用に当たらない第一種特定化学物質の器具又は容器包装への混入については、本規定に抵触するものではない。

3 施行期日

この告示は、告示の日から施行する。ただし、2（2）の規定は、この告示の施行の日から起算して 6 か月を経過する日までに販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、適用しない。